

## 自転車走行空間

自転車<sup>注</sup>が走行するための道路の部分という。

## 自転車

車体の大きさ及び構造が、内閣府令で定める基準<sup>注</sup>に適合する二輪又は三輪の**自転車**で、他の車両を牽引していないもの(道路交通法における「普通自転車」に該当する)をいう。

注) 道路交通法施行規則第9条の2に次のように規定されている。車体の大きさが長さ190cm、幅60cm以下であり、車体の構造として、①側車を付していないこと、②一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く)を備えていないこと、③制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。④歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出物がないこととされている。

## 自転車道

道路構造令では、専ら**自転車**の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分(道路構造令第2条第2号)をいい、道路交通法では、**自転車**の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された車道の部分(道路交通法第2条第3号の3)をいう。



## 自転車歩行者道

専ら**自転車**及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分(道路構造令第2条第3号)をいう。なお、道路交通法上は、**自転車歩行者道**という定義はなく、**歩道**として扱われる。



## 歩道

道路構造令では、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分(道路構造令第2条第1号)をいい、道路交通法では、歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分(道路交通法第2条第2)をいう。

## 自転車専用通行帯(自転車レーン)

**自転車**の通行区分が**道路標示**で指定された専用通行帯(**道路標示**「普通自転車の歩道通行部分」で指定されたものは除く)をいう(道路交通法第20条第2項)。



## 路肩

道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分(道路構造令第2条第12号)をいう。

## 路側帯

歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つために、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、**道路標示**によって区画されたもの(道路交通法第2条第3号の4)をいう。

## 道路標示

道路の交通に関し、規制または指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号または文字をいう。